

後期高齢者医療保険料の軽減の基準が変わります

国保年金課医療福祉係 ☎826・1111 内線2406

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。所得の少ない方(世帯)や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険(被用者保険)の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。保険料軽減については、制度施行にあたり激変緩和措置がとられていましたが、制度の持続性を高めるため、負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、措置を見直すことが決まりました。

△平成28年度▽
①均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の 総所得金額等が次の場合	均等割額の 軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員 が年金収入80万円以下の世帯	9割	3900円
33万円以下の世帯	8・5割	5900円
33万円+「26万5000円」×世 帯の被保険者数以下の世帯	5割	1万9700円
33万円+「48万円」×世帯の被保 険者数以下の世帯	2割	3万1600円



△平成29年度▽
①均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の 総所得金額等が次の場合	均等割額の 軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員 が年金収入80万円以下の世帯	9割	3900円
33万円以下の世帯	8・5割	5900円
33万円+「27万円」×世帯の被保 険者数以下の世帯	5割	1万9700円
33万円+「49万円」×世帯の被保 険者数以下の世帯	2割	3万1600円

②所得割額の軽減

基礎控除額後の総所得金額等が
58万円以下(年金収入のみの方は、
年金収入額が211万円以下)の場
合は、所得割額が**5割軽減**されます。

③加入前に被用者保険の被扶養者で
あった方の保険料の軽減
均等割額が**9割軽減**され、所得割
額の負担はありません。(軽減後の
年間保険料…**3900円**)

②所得割額の軽減

基礎控除額後の総所得金額等が
58万円以下(年金収入のみの方は、
年金収入額が211万円以下)の場
合は、所得割額が**2割軽減**されます。

③加入前に被用者保険の被扶養者で
あった方の保険料の軽減
均等割額が**7割軽減**され、所得割
額の負担はありません。(軽減後の年
間保険料…**1万1800円**)

※保険料の計算については、茨城県後期高齢者医療広域連合事業課(☎029・309・1213)に
お問い合わせください。

川口運動公園野球場の愛称が

『J:COM スタジアム土浦』に決まりました

土浦川口運動公園野球場にネーミングライツを導入し、スポンサーを募集した結果、愛称が「J:COMスタジアム土浦」、略称が「Jスタ土浦」となりました。今後は、「J:COMスタジアム土浦」の愛称を広く周知し、親しみやすい野球場としていきます。

☎スポーツ振興課(☎826-1111 内線5124)

